

(答申第176号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和6年5月9日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

令和6年2月末頃から3月中旬頃までの間に、岐阜県都市建築部建築指導課宅建係〇〇〇〇氏が宅地建物取引業者である〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏に対して、岐阜県下呂市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の令和〇年〇月〇日付不動産売買契約に関する事情聴取を行い、その事情聴取をもとに〇〇〇〇氏が作成した公文書及びその電磁的記録等に記載された内容

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、実施機関が保有する「相談受付票（令和6年3月7日）」を特定した。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、対象公文書には条例第6条第3号（事業活動情報）及び第6号（事務事業情報）に該当する情報が記載されているとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年5月22日付け建築第158号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年8月22日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県知事（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和6年9月11日付け建築第271号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、以下のとおりである。

(1) 非公開情報に該当しないことについて

個人に関する情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報は、公開請求者に公開しなければならない（条例第6条第1号）。

審査請求人が公開を求めた公文書には、不動産仲介業を営む個人が当該事業遂行の際に行った説明の内容・程度が記載されているはずであり、不動産仲介業者が事業遂行上どのような説明をどの程度行ったか否かということは「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当することは明らかである。したがって、当該公文書に記載された事業遂行上の説明の内容・程度に関する記述について、条例第6条第1号により公開すべきものである。

(2) 部分公開が可能であることについて

公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されているときは、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、公文書の部分公開をしなければならないとされている（条例第7条第1項）。

審査請求人が公開を求めた公文書には、個人の事業遂行上の説明の内容・程度に関する記述があるところ、当該記述は条例第6条第1号により「事業を営む個人の当該事情に関する情報」であるから公開すべきものであり非公開情報ではないことは明らかである。

公文書に記載されている可能性のある非公開情報に係る部分は個人識別情報と思われるところ、たとえ個人識別情報についてのみ黒塗り等の対応をすれば、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することは可能であるし、その分離によって公開請求者の請求の趣旨を損なうものではない。

また、たとえ公文書から氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述部分を除くことで公にしても、不動産仲介業の業務遂行上にどのような説明をどの程度したか否かという単なる事実が明らかになるだけであり、説明を受けた個人等の権利利益が害されるおそれもおよそ考えられるものではない。

したがって、審査請求人が公開を求めた公文書のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述部分のみを除き、当該公文書の実質的な内容部分について部分公開することは可能である。

(3) 理由の提示について

本件における審査請求に係る処分は、公文書部分公開決定であることから、公文書部分公開決定とした理由の提示が必要なはずである。

そうであるにもかかわらず、実質的な内容部分について公文書部分公開決定とした理由が提示されていない。

すなわち、非公開理由を公開請求者に知らせることによって不服申立ての便宜を与えるために行うべきである理由の提示という重大な手続上行うべき対応を行っていないため、重大な手続上の違法もある。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第3号の該当性について

本件公開請求は、実施機関の職員が、特定の事業者に対して、特定の土地の不動産売買契約に関して、事情聴取を行った際の記録を求めるものであるが、法令を所管する行政機関の職員が、業務遂行のために、特定の事業者に対して、問合せや事実確認を行うこと自体は、通常の事務の範疇であり、秘匿すべき情報に当たらない。その一方で、事業者から聴取した内容には、当該事業者が、宅地と建物の売買等の取引を行ううえでの顧客や取引先との情報が含まれ、これらは当該事業者の内部情報である。このような情報が公になった場合、当該事業者は、顧客や取引先からの信用を失い、円滑な事業活動に支障が生ずることから、条例第6条第3号イに規定する、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれに該当すると判断したものである。

(2) 条例第6条第6号の該当性について

県の機関では、各種法令に基づいて、その事務処理を行っており、業務を遂行する過程で、住民や事業者等から様々な相談や問合せ、苦情等を受け付けることがあるが、その際、関係者からの事情聴取は、実態把握等を行う上で不可欠な事項であり、関係者に対する意見聴取は、行政機関が有する法令上の権限の行使でなく、任意での協力を求める事例が少なくない。

この点において、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）の事務も例外でなく、本件公開請求に記載の相談事項に対応するため、実施機関が業務を適正に遂行することを目的に、関係する事業者に聞き取りを行った事実そのものは、秘匿すべき情報には当たらないものの、事業者が、実施機関の職員に回答した内容は、県と事業者との信頼関係を前提に提供がなされたものである。そのため、このような情報を、県が公開した場合、任意で県の聞き取りに応じた事業者の信頼を損ね、正しい情報の把握が困難となる事態につながりかねず、さらには、将来の県の機関が実施する同種の事案に対しても、影響を及ぼすおそれとなりかねない。

以上のことから、相談記録に含まれる、事業者から聴取した内容を公開することが、条例第6条第6号に規定する、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に

著しい支障を及ぼすおそれに該当すると判断したものである。

3 審査請求人の主張について

(1) 非公開情報に該当しないことについて

本件処分は、上記2の本件処分の理由にあるとおり、条例第6条第3号（事業活動情報）及び同条第6号（事務事業情報）の理由に基づくものであることから、条例第6条第1号を根拠として公開を求める審査請求人の主張は失当である。

(2) 部分公開が可能であることについて

条例第7条第1項において、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれない場合は非公開情報に係る部分を除いて公開しなければならないと規定している。

実施機関の職員が特定の事業者に聞き取りを行ったこと自体は秘匿性を有するものではないことから、受付日、時間、宅建業者に関する情報は公開情報としている。

一方で、やり取りの内容そのものが事業者の機密情報を含んだ内部情報であり、当該情報が記載されている内容及び対応案は条例第6条第3号及び第6号に規定される非公開情報である。

本件処分は条例第6条第3号及び同条第6号に基づく処分であり、条例第6条第1号及び第7条第1項により、非公開情報に係る部分を除いて公開しなければならないとする審査請求人の主張は失当である。

(3) 理由の提示について

本件処分に係る決定通知書において、公開をしない部分の理由として次の2つを示している。

- ・法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第6条第3号該当）
- ・県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。（条例第6条第6号該当）

したがって、公開しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由について記載されており、これらの記載と本件行政文書の公開部分の記載内容に照らせば、非公開部分が条例第6条第3号及び第6号に該当することを了知し得るものであることから、理由付記は適正に行われており、この点について、行政手続上の違反に当たらない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件処分において、前記第2の2（1）記載のとおり対象公文

書を特定しているが、この対象公文書の特定については争いがないことから、以下、審査請求人が主張する個々の事項に対する本件処分の妥当性について判断する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 非公開情報の該当性について

ア 条例第6条第3号（事業活動情報）の該当性について

(ア) 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益は、原則として、当該法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公開することにより、害されるべきではないという趣旨であり、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。

同号の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法令又は社会通念に照らし事業者が有すると考えられる利益を害するおそれがあると認められるものをいい、「害する」かどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるため、法人等又は個人の営む事業の性格や権利利益の内容、性質等に応じ適切に判断する必要がある、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(イ) 条例第6条第3号の該当性

本件処分に係る対象公文書は、宅地建物取引業者（以下、「宅建業者」という。）の媒介業務に関する相談を端緒として事実確認を行った際の実施機関の確認内容、宅建業者の応答、それをふまえた実施機関の対応案をまとめた文書であり、非公開とされた部分は顧客との具体的なやり取りに関する情報や、契約の基礎となる情報で構成されていた。

実施機関によると、実施機関が行った事実確認の内容には、通常、宅建業者が業務上知り得た顧客や取引先等の名称、取引の過程で行った実際の行動等が記載され、これらの情報は宅建業者にとって、経営の根幹をなす営業や販売上のノウハウに関する情報に該当する。また、宅建業者が業務上知り得た顧客の宅地建物の取引に関する意向や、顧客の信用情報、取引先に関する考え方など様々な情報が記載されるが、これらの情報は、宅建業者には宅建業法により守秘義務が課されており、顧客は宅建業者が業務上知り得た情報を守るという信頼があるからこそ宅建業者に相談できる状況にあるなか、県がその内容を公開することにより、宅建業者は顧客や今後取引を予定している者からの信頼を失い、事業活動に支障が生じるおそれがあるとのことであった。

宅建業法第45条には、宅建業者は正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはな

らないと規定されているところ、県の聞き取りに応じることが正当な理由がある場合に該当するとしても、業務上知り得た情報が守秘義務の対象となり得ることに変わりはないから、審査会としても、こうした支障が生じるおそれがあることは首肯でき、本件処分の非公開部分を公開することにより宅建業者の事業活動において、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性は高いと認められる。

したがって、条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

イ 条例第6条第6号（事務事業情報）の該当性について

（ア）条例第6条第6号の趣旨

条例第6条第6号は、県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれなどがあるものを、非公開情報として規定している。

同号の趣旨は、県の機関又は国等が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるべきものであるが、当該事務事業に関する情報の中には、公開することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、当該情報は非公開とすることを定めたものである。

（イ）条例第6条第6号の該当性

実施機関によると、問合せ内容に関する事実を迅速かつ的確に把握するために、取引の概要や紛争の原因、法律違反の有無などについて、原則として任意の聞き取りを実施し、その後必要に応じて法律に基づき、是正指導等の業務を行っている。任意の聞き取りに対して、宅建業者は有利か不利かを問わず、事実をありのまま応答しているが、これは公表されないといった信頼関係に基づき成り立っている。仮に公開が前提となれば、任意の聞き取りに応じないことや、事実をありのまま述べることを避けるなど、宅建業者の協力が得られなくなるおそれがある。これは同業他者についても同様であり、同種の業務の適正な運営や宅地建物の取引の公正さを確保することが困難となり、当該事務の性質上、県の事務事業に著しい支障が生じるとのことであった。

本件処分に係る対象公文書は、実施機関の事実確認に応じた宅建業者の顧客との具体的なやり取りに関する情報や契約の基礎となる情報で構成されており、営業や販売ノウハウ等に関する情報が公になれば、事業活動を害するおそれがあると認められることは、上記アのとおりであるが、このような事業活動を行ううえで重要な情報を実施機関からの任意の聞き取りに対して応答しているのは、宅建業者と実施機関との間に公にしないことを前提とした信頼関係が成り立ったうえで、宅建業者は事実関係を積極的に明らかにすることを期待しているからである。そうすると、実施機関が行った任意の聞き取りの内容が公開されることになれば、宅建業者と実施機関の信頼関係は失われ、事実確認の対象となった

宅建業者からは十分な協力を得られず、必要な情報を迅速かつ的確に得ることが困難になることが想定される。その結果、宅建業法に係る業務の適正な運営や宅地及び建物の取引の公正さを確保するといった実施機関の事務又は事業の遂行に支障が生じる蓋然性は高いと認められる。

したがって、条例第6条第6号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

なお、審査請求人は、不動産仲介業を営む個人が当該事業遂行の際に行った説明の内容・程度が記載されているはずであり、不動産仲介業者が事業遂行上どのような説明をどの程度行ったか否かは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当することは明らかであることから、当該公文書に記載された事業遂行上の説明の内容・程度に関する記述について、条例第6条第1号により公開すべきである旨主張する。

この点、確かに本件処分に係る対象公文書は、宅建業者の媒介業務に関する相談を端緒とした実施機関による確認内容や宅建業者の応答、それをふまえた実施機関の対応案で構成されていることから、審査請求人が主張するとおり事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当し、条例第6条第1号の個人に関する情報には該当しない。

しかしながら、公開することにより宅建業者の権利利益を害するおそれ（条例第6条第3号）や県の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（条例第6条第6号）があることは上記ア及びイのとおりであり、条例第6条第1号の個人情報に該当しないことをもって公開すべきといった審査請求人の主張は失当である。

エ 小括

以上のとおり、本件処分における条例第6条第3号及び第6号の該当性について、実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第7条第1項の規定による部分公開の妥当性について

審査請求人は、個人事業者の事業遂行上の説明の内容や程度に関する記述は、条例第6条第1号に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当することから公開すべき情報であり、個人識別情報についてのみ非公開とする対応をすれば、非公開情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することは可能であるし、その分離によって請求者の請求の趣旨を損なうものではない旨主張する。

条例第7条第1項は、公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報にかかる部分を容易に分離することができ、かつ、分離することにより当該請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、非公開情報に係る部分を除いた部分について公文書を公開することを定めたものである。

この点、条例第6条第3号及び第6号により非公開とされていることは(1)のとおりであり、対象公文書中の実施機関の確認内容、宅建業者の応答、それをふまえた実施機関の対応案の各記載は相互に関連性を有しており、

顧客との具体的なやり取りに関する情報や、契約の基礎となる情報で構成されていることから、公開が可能な部分とそうでない部分を容易に分離することは困難であると認められる。

したがって、実施機関が行った部分公開は妥当である。

(3) 理由の提示について

審査請求人は、本件処分は、部分公開決定処分であることから、理由の提示が必要であるが、実質的な内容部分について部分公開決定とした理由が提示されておらず重大な手続上の違法がある旨主張する。

この点、条例第12条第3項は、実施機関に対して、公文書を公開しない旨の決定（公文書の一部を公開しない旨の決定等を含む。）をしたときは、書面にその理由を記載することを義務付けており、理由の記載は、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が理由を明確に認識しうるものであることが必要であると解されており、非公開情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が含まれているのかを示すこととしているものである。また、請求に係る情報に複数の非公開情報が含まれている場合や一の情報が複数の非公開情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由の提示が必要である。

本件処分において、実施機関は、本件対象公文書として特定した公文書「相談受付票（令和6年3月7日）」のうち、公開しない部分を「相談の内容」、「対応案」としたうえで、法人等に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第6条第3号該当）、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの（条例第6条第6号該当）と、相談の内容と対応案は、条例で規定する2つの非公開情報の要件がともに適用になることを、公文書部分公開決定通知書に記載している。

したがって、本件処分に係る決定通知書には、特定した公文書とともに、公開しない部分とあわせて、条例の適用条項と条文の該当箇所が非公開理由として記載されており、本件公文書が不動産売買契約に関する宅建業者への事情聴取後に作成された文書であることを鑑みれば、非公開箇所には宅建業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されていることとともに、こうした情報が公にされることとなれば任意の聞き取りに協力が得られなくなり、実施機関の業務の遂行に支障が生じるおそれがあるとして非公開の決定を行うに至った根拠は了知し得るものであったといえる。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
令和 6 年 9 月 11 日	実施機関から諮問を受けた。
令和 6 年 11 月 1 日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和 7 年 2 月 19 日 （第198回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和 7 年 3 月 18 日 （第199回審査会）	審査請求人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和 7 年 4 月 22 日 （第200回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和 7 年 6 月 24 日 （第201回審査会）	答申案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	鋸口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会 長	和田 恵	弁護士	

（五十音順）